大学が独自に設定する科目(2022年度以降入学生適用)

(中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状)

〇は必修科目

必要単位数	授業科目	単 位	配当学年	授業科目の 開講学部等	備考
〈 中学校教諭 一種免許状取得の場合〉 4単位以上	特別支援教育 実践研究	2	2	教職課程設置科目	
※ただし、いずれの場合も右記の科目以外で、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関す	〇介護等体験	1	3	教職課程設置科目	注1
る科目」の必要単位を超えて修得した単位を含むことができる。 注3	○教職特講	2	3	教職課程設置科目	
 〈 高等学校教諭 一種免許状取得の場合〉 12単位以上	道徳の理論と指導法 (中・高)	2	1	教職課程設置科目	注2
※ただし、いずれの場合も右記の科目以	特別支援教育 実践研究	2	2	教職課程設置科目	
外で、「教育の基礎的理解に関する科目 等」及び「教科及び教科の指導法に関す	介護等体験	1	3	教職課程設置科目	注 1
る科目」の必要単位を超えて修得した単位を含むことができる。 位を含むことができる。	〇教職特講	2	3	教職課程設置科目	

- 注1 「介護等体験」は、小学校・中学校教諭一種免許状取得における必修科目です。
- 注2 「道徳の理論と指導法(中・高)」は、中学校教諭一種免許状の取得においては「教育の基礎的理解に関する科目等」(必修)として扱われ、高等学校教諭一種免許状の取得においては「大学が独自に設定する科目」として扱われます。
- 注3 「教育の基礎的理解に関する科目等」は、中学校教諭一種免許状取得においては27単位、 高等学校教諭一種免許状取得においては23単位を超えて修得したものを含むことがで きます。「教科及び教科の指導法に関する科目」は、中学校教諭一種免許状取得において は28単位、高等学校教諭一種免許状取得においては24単位を超えて修得したものを含 むことができます。

※留意事項

●<u>すべて教職課程が設置する科目(教職課程設置科目)で、教育職員免許状取得のための</u> 必修科目です。「教職課程設置科目」は、卒業必要単位に加えられません。

(小学校教諭一種免許状)

〇は必修科目

必要単位数	授業科目	単位	配当学年	授業科目の 開講学部等	備考
〈 小学校教諭 一種免許状取得の場合〉 2単位以上	子どもの発達と文化	2	1	こども発達学科	
※ただし、いずれの場合も右記の科 目以外で、「教職に関する科目」	〇介護等体験	1	3	こども発達学科	
及び「教科に関する科目」の必要 単位を超えて修得した単位を含 むことができる。	子ども論特殊講義	2	1	こども発達学科	